

●香川県告示第330号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成23年8月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 平成23年8月11日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 観音寺市南町1丁目甲1948番10
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 4.80メートル
延 長 51.48メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。